

○国土交通省告示第二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十九年一月四日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一級河川荒川水系横川ダム建設工事

第3 起業地

1 収用の部分 山形県西置賜郡小国町大字綱木箱口字ヲツケバ、字樫向、字一里畑、字千野、字千野境峯、字入先王、字田荒及び字カンカケ、大字市野々字漆ノ平二、字帽子畑、字漆ノ平一、字廻渡二、字廻渡一、字沢田、字北田、字水上、字長畑、字柴ヘグリ二、字打越二、字川端、字前田、字柴ヘグリ一、字小沢向、字葦畑沢、字向原、字打越一、字切通、字野向、字野尻、字坂ノ下、字葦畑沢口、字川前、字滝ノ下、字滝ノ沢、字小又、字西又、字熊ノ前、字十文字下、字小檀、字窪、字入金沢、字大西、字寺ノ浦、字寺ノ前、字浦田、字十二ノ下、字金沢、字城ノ口、字堀跨、字城ノ口二、字堰場、字根堀沢、字大平及び字薊兀二、大字叶水字泉西林、字ヘツリ、字丸山、字明神原二、字向田、字向田下、字明神原一、字滝ノ沢、字下叶水、字子持田一、字子持田二、字熊野沢、字向田上、字窪田二、字窪田一、字北原一、字北原二、字西前田、字熊ノ前、字川原、字寺ノ前、字東前田、字宮ノ前、字西石倉、字蜂田、字浦田、字小沢二、字谷地田、字小沢、字小沢一、字上谷地田、字大沢、字大沢下、字松ヶ沢、字津舟、字落合原、字大沢上、字尾崎、字土尾原、字才ノ神、字小沢向、字木滝、字沢口、字才ノ神下、字大川前、字東側、字小叶水、字道下、字大下モ、字古渡、字腰巻沢、字烏帽子岩、字小川前、字下油子、字油子、字扇淵、字白毛下、字川窪、字檀ノ前及び字東土尾並びに大字新股字油子平及び字下中田地内

2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、山形県西置賜郡小国町大字綱木箱口地内、大字市野々地内、大字叶水地内及び大字新股地内に施行する「一級河川荒川水系横川ダム建設工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項の一級河川に係る河川管理施設に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に治水又は利水の目的をもって設置するダムに関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一級河川の管理は、河川法第9条第1項の規定により、国土交通大臣が行うものとされており、本件事業は同条第2項に基づく指定区間内に含まれていないことから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1)得られる公共の利益

一級河川荒川水系荒川（以下「荒川」という。）は、その源を山形県西置賜郡小国町の大朝日岳に発し、横川、玉川、大石川等の支川を合わせ、新潟県胎内市において日本海に注ぐ幹川流路延長73km、流域面積1,150km²の一級河川である。また、本件事業が施行される一級河川荒川水系左支川横川（以下「横川」という。）は、飯豊連峰の一角をなす地藏岳に源を発し、山形県西置賜郡小国町市街地の下流にて荒川に合流する流域面積288km²の河川であり、荒川の最大支川である。

荒川は、流域の山形県西置賜地方及び新潟県岩船地方において、下流域の広大な耕地のかんがい水源として古くから利用され、近年は水道用水や河川勾配を利用した水力発電、この電力と水を利用した精密機器等の工場への工業用水にも利用されており、流域における社会、経済及び文化の基盤をなしている。しかしながら、荒川は水源から河口に達する距離が短く勾配も急で、特に水源地帯は多雨多雪地帯であることから、古くから洪水による災害がたびたび発生している。特に昭和42年8月には前線による大雨によって沿川各所で堤防が決壊し、死者行方不明者90名、家屋被害11,095棟、浸水面積5,875ha、被害総額225億円にのぼる被害をもたらした「羽越水害」が発生した。この羽越水害では、横川の下流部に位置する小国町においても、死者2名を出したほか、家屋の流失及び浸水、農地の流失及び埋没などによって総額76億円にのぼる被害が発生している。

その一方で、荒川は、昭和43年、昭和48年、昭和60年など夏季においてしばしば深刻な水不足に見舞われており、動植物の生息環境等に影響を及ぼしている。

このような状況に対して、荒川水系の治水対策としては、平成14年4月に策

定された「荒川水系河川整備基本方針」（以下「基本方針」という。）において、羽越水害と同規模の洪水（概ね 100 年に 1 回発生する規模の洪水に相当）を対象として基準地点花立での基本高水のピーク流量を $8,000\text{m}^3/\text{秒}$ と定め、このうち $1,500\text{m}^3/\text{秒}$ を本件事業を含めた洪水調節施設により調節し、河道への配分流量を $6,500\text{m}^3/\text{秒}$ としている。また、基本方針に基づいて平成 16 年 3 月に策定された「荒川水系河川整備計画」（以下「整備計画」という。）では、羽越水害と同規模の洪水への対応を長期的な目標としつつ、当面は羽越水害の約 9 割規模の洪水（概ね 85 年に 1 回発生する規模の洪水に相当）が発生しても安全に流下させることができるよう、基準地点花立における基本高水のピーク流量 $7,500\text{m}^3/\text{秒}$ について、本件事業と既に完成している大石ダムと合わせて $1,000\text{m}^3/\text{秒}$ の流量低減を行い、河道への配分流量を $6,500\text{m}^3/\text{秒}$ としている。これを踏まえ、特定多目的ダム法（昭和 32 年法律第 35 号）第 4 条第 1 項及び第 5 項の規定に基づき策定された横川ダムの建設に関する基本計画（以下「ダム基本計画」という。）において、横川流域の水害対策としての役割をかんがみ、本件事業により洪水期に $17,600,000\text{m}^3$ 、非洪水期に $5,300,000\text{m}^3$ の容量を確保し、これを利用して本件事業実施地点で計画高水流量 $880\text{m}^3/\text{秒}$ のうち $570\text{m}^3/\text{秒}$ を調節することとしている。

また、10 年に 1 回程度起こりうる渇水時においても、荒川における既得用水の安定的な取水や動植物の生息環境の保全といった流水の正常な機能を維持するため、整備計画では、基準地点花立において概ね $6\text{m}^3/\text{秒}$ の流水を確保することを目標としている。これを踏まえ、ダム基本計画では、本件事業により洪水期に最大 $1,300,000\text{m}^3$ 、非洪水期に最大 $13,600,000\text{m}^3$ の容量を確保し、渇水時にも必要な流量を補給することとしている。

さらに、荒川流域は豊富な水量と急峻な地形を背景に水力発電が行われ、沿川の自治体にはこの電力と水を利用した精密機器等の工場が立地しており、これらの企業に工業用水を供給している小国町では、平成 21 年度において既存の給水設備を最大限活用してもなお $6,510\text{m}^3/\text{日}$ が不足すると見込まれている。このため、整備計画では、本件事業の放流水を利用し、最大出力 $6,300\text{kW}$ の水力発電を行うとともに、本件事業により小国町に対し $7,000\text{m}^3/\text{日}$ の工業用水の取水を可能にすることとしており、これを踏まえ、ダム基本計画では、本件事業により工業用水の供給のため最大 $200,000\text{m}^3$ の容量を確保し、安定的な供給を図ることとしている。

本件事業は、これらに基づき、横川に洪水調節、流水の正常な機能の維持、工業用水の確保及び発電を目的とした多目的ダムの建設工事を行うものである。本件事業の完成により、大石ダムと相まって基準地点花立において概ね 85 年に 1 回発生する規模の洪水に対して洪水調節を行うことが可能となり、荒川流域及び横川流域における浸水被害が軽減されることとなる。また、10 年に 1 回程度起こりうる渇水時においても、流水の正常な機能の維持のために必要な流量を確保することが可能となるほか、流域における工業用水の需要水量を確保することができ、併せて放流水の有効活用によって発電を行うことができる。これらのことから、本件事業の完成は、流域住民の生命及び財産の安全、既得用水の安定的な取水、河川環境の保全、安定的な工業用水の確保並びに電力の供給による地域産業の発展に寄与することが認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者は平成16年10月に同法等に準じて環境影響評価を任意で実施しているところ、水温について、本件事業の施行によりダム下流河川で温水傾向を示すことが予測され、これによる魚類等の水生生物の生息及び繁殖への影響が予測されるとともに、ダム貯水池地点における富栄養化による影響が予測されている。これらについては、選択取水設備及び浅層曝気装置の設置及び運用を行うことにより影響は軽微であると評価されていることから、起業者は、これらの施設の設置及び運用を行うこととしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2)失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査によると、本件事業地内の土地において、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における「国内希少野生動植物種」であるクマタカの生息が確認されているが、本件事業の施行によりクマタカが成育している樹林の一部が改変されることから、起業者はその植生の回復を図るとともに、繁殖期の営巣に与える影響を回避するため、工事工程の配慮、防音シェルターの設置等を行い騒音の発生を抑制することとしている。また、本件事業地内の土地には、環境省レッドデータブックに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているヒメサユリ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているコアニチドリ等が確認されたが、起業者は移植を行うなど適切な措置を講じることとしている。

また、本件事業地内の土地においては、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が5箇所存在するが、起業者は山形県教育委員会との協議により、それぞれ調査を行った上で記録保存を行うこととしている。さらに、小国町文化財保護条例（昭和52年小国町条例第21号）によって町の天然記念物に指定されている銀杏について、起業者は移植を行うこととしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3)事業計画の合理性

本件事業は、荒川の氾濫による浸水被害の軽減、渇水時における流水の正常な機能の維持、工業用水の安定的な供給及び発電を目的として、堤高72.5m、総貯水容量24,600,000m³の重力式コンクリートダムの建設工事を施行するものである。本件事業の事業計画は、(1)で述べた洪水調節、流水の正常な機能の維持に必要な流量及び工業用水の需要水量の確保を図り、発電を行う上で適正な規模であると認められ、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

なお、本件事業のダムサイトについては、荒川水系における設置河川及びダムサイト位置についてそれぞれ検討が行われている。設置河川については、荒川水系における過去の主要洪水において左支川に降雨が集中していること、上流域の

中心都市である小国町市街地の水害対策としての役割が高いこと、利水受益地である小国町に近いことから、横川に設置することが合理的であると認められる。また、ダムサイト位置については、横川沿川のうち貯水に必要な堤高を確保できるように両岸が十分高く、堤頂長を短くするために両岸が接近し、ダム背後に貯水量を十分確保できる位置として、横川と明沢川との合流地点から 900 m 上流の地点とする申請案、市野々集落の下流側で中の橋から 750 m 下流の地点とする中流案及び中の橋から 850 m 上流の地点とする上流案について検討が行われている。ダムサイト位置について申請案と他の 2 案を比較すると、申請案は、取得必要面積及び水没戸数が中流案とともに少ないこと、ダム堤体の基礎地盤として地質的に最も適していることなどの理由から、最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1)事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、荒川は過去に何度も豪雨による氾濫が生じ浸水被害が発生していること、夏季にしばしば渇水に見舞われ動植物の生息環境等に影響を及ぼしていること、荒川流域の企業等で今後必要となる工業用水が不足することとなると見込まれていること、これらの企業に対する安定的な電力供給が求められていることなどから、荒川流域の浸水被害軽減、渇水時における流水の正常な機能の維持、荒川流域の企業等に対する工業用水の確保及び電力供給のため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、荒川流域の自治体の長や議会議長からなる横川ダム建設促進期成同盟会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2)起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 山形県西置賜郡小国町役場